

○北杜市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案の概要について

令和3年2月9日  
北杜市介護支援課

3年に1度の介護報酬改定に併せて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が令和3年1月25日公布されたことに伴い、以下の4条例について改正を行います。

**1. 北杜市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正**

改正事項	内 容
①高齢者虐待防止の推進	利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設ける。
②情報の収集・活用	介護保険等関連情報を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨することを規定する。
③質の高いケアマネジメントの推進	ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者から利用者に対し説明を行うことを新たに求める。
④会議や多職種連携におけるICTの活用	運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めること及び利用者等が参加して実施するものについて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
⑤生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応	区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを、令和3年10月から導入する。
⑥ハラスメント対策の強化	適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める。
⑦業務継続に向けた取組の強化	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設ける。
⑧感染症対策の強化	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等、訓練の実施について規定する。その際、3年の経過措置期間を設ける。

⑨運営規定等の掲示に係る見直し	利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。
⑩利用者への説明・同意等に係る見直し及び記録の保存等に係る見直し	利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うもの及び介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化することを規定する。

## 2. 北杜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

改正事項	内 容
<b>(1) 夜間対応型訪問介護に関する事項</b>	
①オペレーターの配置基準等の緩和	地域の实情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様とする。
②サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保	事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることを規定する。
<b>(2) 地域密着型通所介護に関する事項</b>	
①地域と連携した災害への対応の強化	災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策が求められる介護サービス事業者を対象に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないことを規定する。
②認知症介護基礎研修の受講の義務付け	認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。
<b>(3) 認知症対応型通所介護に関する事項</b>	
①管理者の配置基準の緩和	共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。
②地域と連携した災害への対応の強化	改正内容は、(2)地域密着型通所介護に関する事項①と同様。

③認知症介護基礎研修の受講の義務付け	改正内容は、(2)地域密着型通所介護に関する事項②と同様。
<b>(4) 小規模多機能型居宅介護に関する事項</b>	
①小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し	介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。
②過疎地域等におけるサービス提供の確保	過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。
③認知症介護基礎研修の受講の義務付け	改正内容は、(2)地域密着型通所介護に関する事項②と同様。
<b>(5) 認知症対応型共同生活介護に関する事項</b>	
①地域の特性に応じた認知症グループホームの確保	認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。
②認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し	1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。
③外部評価に係る運営推進会議の活用	認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けるとする。
④計画作成担当者の配置基準の緩和	認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。
⑤認知症介護基礎研修の受講の義務付け	改正内容は、(2)地域密着型通所介護に関する事項②と同様。

<b>(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護に関する事項</b>	
①地域と連携した災害への対応の強化	改正内容は、(2)地域密着型通所介護に関する事項①と同様。
②認知症介護基礎研修の受講の義務付け	改正内容は、(2)地域密着型通所介護に関する事項②と同様。
<b>(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する事項</b>	
①地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直し	地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ見直しを行う。
②介護保険施設の人員配置基準の見直し	従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。
③認知症介護基礎研修の受講の義務付け	改正内容は、(2)地域密着型通所介護に関する事項②と同様。
④栄養ケア・マネジメントの充実	栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととし、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける(栄養士又は管理栄養士の配置を求める)とともに、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。
⑤口腔衛生管理の強化	口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。
⑥個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し	施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、見直しを行う。
⑦介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化	施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務づける。その際、6月の経過措置期間を設けることとする。
<b>(8) 看護小規模多機能型居宅介護に関する事項</b>	
①過疎地域等におけるサービス提供の確保	改正内容は、(4)小規模多機能型居宅介護に関する事項②と同様。
②認知症介護基礎研修の受講の義務付け	改正内容は、(2)地域密着型通所介護に関する事項②と同様。
<b>(9) 地域密着型全サービスに関する事項</b>	
①高齢者虐待防止の推進	改正内容は、1. 第1条関係①と同様。
②情報の収集・活用	改正内容は、1. 第1条関係②と同様。
③会議や多職種連携におけるICTの活用	改正内容は、1. 第1条関係④と同様。
④ハラスメント対策の強化	改正内容は、1. 第1条関係⑥と同様。
⑤業務継続に向けた取組の強化	改正内容は、1. 第1条関係⑦と同様。

⑥感染症対策の強化	改正内容は、1. 第1条関係⑧と同様。
⑦運営規定等の掲示に係る見直し	改正内容は、1. 第1条関係⑨と同様。
⑧利用者への説明・同意等に係る見直し及び記録の保存等に係る見直し	改正内容は、1. 第1条関係⑩と同様。

**3. 北杜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正**

改正事項	内 容
①高齢者虐待防止の推進	改正内容は、1. 第1条関係①と同様。
②情報の収集・活用	改正内容は、1. 第1条関係②と同様。
③会議や多職種連携におけるICTの活用	改正内容は、1. 第1条関係④と同様。
④ハラスメント対策の強化	改正内容は、1. 第1条関係⑥と同様。
⑤業務継続に向けた取組の強化	改正内容は、1. 第1条関係⑦と同様。
⑥感染症対策の強化	改正内容は、1. 第1条関係⑧と同様。
⑦運営規定等の掲示に係る見直し	改正内容は、1. 第1条関係⑨と同様。
⑧利用者への説明・同意等に係る見直し及び記録の保存等に係る見直し	改正内容は、1. 第1条関係⑩と同様。

**4. 北杜市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正**

改正事項	内 容
<b>(1) 介護予防認知症対応型通所介護に関する事項</b>	
①管理者の配置基準の緩和	改正内容は、2. 第2条関係(3)認知症対応型通所介護に関する事項①と同様。
②地域と連携した災害への対応の強化	改正内容は、2. 第2条関係(2)地域密着型通所介護に関する事項①と同様。
③認知症介護基礎研修の受講の義務付け	改正内容は、2. 第2条関係(2)地域密着型通所介護に関する事項②と同様。
<b>(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護に関する事項</b>	
①小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し	改正内容は、2. 第2条関係(4)小規模多機能型居宅介護に関する事項①と同様。
②過疎地域等におけるサービス提供の確保	改正内容は、2. 第2条関係(4)小規模多機能型居宅介護に関する事項②と同様。

③認知症介護基礎研修の受講の義務付け	改正内容は、2. 第2条関係(2)地域密着型通所介護に関する事項②と同様。
<b>(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護に関する事項</b>	
①地域の特性に応じた認知症グループホームの確保	改正内容は、2. 第2条関係(5)認知症対応型共同生活介護に関する事項①と同様。
②認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し	改正内容は、2. 第2条関係(5)認知症対応型共同生活介護に関する事項②と同様。
③外部評価に係る運営推進会議の活用	改正内容は、2. 第2条関係(5)認知症対応型共同生活介護に関する事項③と同様。
④計画作成担当者の配置基準の緩和	改正内容は、2. 第2条関係(5)認知症対応型共同生活介護に関する事項④と同様。
⑤認知症介護基礎研修の受講の義務付け	改正内容は、2. 第2条関係(2)地域密着型通所介護に関する事項②と同様。
<b>(4) 地域密着型介護予防全サービスに関する事項</b>	
①高齢者虐待防止の推進	改正内容は、1. 第1条関係①と同様。
②情報の収集・活用	改正内容は、1. 第1条関係②と同様。
③会議や多職種連携におけるICTの活用	改正内容は、1. 第1条関係④と同様。
④ハラスメント対策の強化	改正内容は、1. 第1条関係⑥と同様。
⑤業務継続に向けた取組の強化	改正内容は、1. 第1条関係⑦と同様。
⑥感染症対策の強化	改正内容は、1. 第1条関係⑧と同様。
⑦運営規定等の掲示に係る見直し	改正内容は、1. 第1条関係⑨と同様。
⑧利用者への説明・同意等に係る見直し及び記録の保存等に係る見直し	改正内容は、1. 第1条関係⑩と同様。